

農地情報の一元管理・一括公表システム構築業務委託契約書（案）

委託者 公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「甲」という。）と受託者 ○○（以下「乙」という。）とは、農地情報の一元管理・一括公表システム構築業務（以下「本件業務」という）に関し、以下のとおり委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

（本契約の目的と内容）

第1条 甲は本契約に基づき甲の本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）委託業務名 農地情報の一元管理・一括公表システム構築業務

（2）委託業務の内容 別添「農地情報の一元管理・一括公表システム構築業務委託仕様書」による。

（委託期間）

第2条 本件業務の委託期間は、本契約の締結の日から令和9年3月31日とする。

（委託料）

第3条 本件業務の委託料は、金○○円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額○○円）とする。

（個人情報に関わる保持）

第4条 甲及び乙は、本件業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、別記事項を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第5条 秘密情報の提供を受けた甲または乙は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合、事前に相手方から書面に基づく承諾を得なければならないものとする。

2 甲及び乙は、相手方より提供を受けた当該秘密情報について、本件業務の遂行の範囲内のみで使用するものとする。

（納品及び検査）

第6条 乙は、本件業務の実施を完了した時は遅延なく本件業務の完了に関する報告書（以下「業務完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務完了報告書を受領した時は、その日から10日以内または、令和9年3月31日のいずれか早い日に、本件業務の成果について検査を行うものとする。

3 乙は、本件業務の成果が前項の検査に合格しなかった時は、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

4 第1項の検査及び前項の補正に関する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第7条 乙は、前条の検査に合格した時は、委託料の支払い請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払い請求書を受領した時は、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(作業場所、作業責任者の届出)

第8条 乙は締結後、速やかに本業務の作業場所、作業責任者及び業務従事者を特定し、書面により甲に届け出なければならない。

(進捗状況の報告等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進捗状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、検査に合格しても検査後1年間は隠れた契約不適合があった場合、速やかに甲の指定により補修しなければならない。

(所有権及び著作権)

第11条 乙が本契約に従い、甲に納入する成果物の所有権は、委託料の支払いが甲から乙へ行われたとき、乙から甲へ移転するものとする。

2 成果物の著作権は乙に帰属し、制作された成果物を含む全てのものは、本契約の目的以外に使用してはならないものとする。

3 作成されたコンテンツの著作権は甲に帰属する。故に、ホームページ上での利用は、成果物の変更がない限り何度でも使用することができる。

(第三者の権利侵害)

第12条 乙は甲に対して、成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は甲に対し、その事実を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(帳簿等)

第13条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(本契約の解除)

第 14 条 相手方が次の各号いずれか一つに該当するとき、甲または乙は、通知、催告等何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約及び未履行の全部または一部を解除できるものとする。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 重大な過失または背信行為があったとき。
- (3) 甲の責に帰する支払の停止があったとき。
- (4) 仮差押、仮処分、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てがあったとき。
- (5) その他、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。

2 催告したにも関わらず相手方の債務不履行が是正されないとき、甲または乙は本契約の全部または一部を解除できるものとする。

3 甲乙いずれかに第 1 項の事由を除く本契約に違反する行為があり、通知催告したにも関わらずその行為が是正されなかった場合、通知催告側より本契約を解除できるものとする。

(免責)

第 15 項 本契約において制作した納入物の表現などは、甲の依頼・監修を行ったものであり、偽り・誇張等が発生した場合、乙は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第 16 条 甲及び乙は、債務不履行、法律上の不当利得、不法行為その他請求原因に関わらず、相手方の本契約不履行または個別契約不履行等により、自己が損害を被ったとき、相手方に対し本契約に基づく発注料金に相当する額を限度額とした損害賠償の額に基づき損害賠償を請求できるものとする。

(疑義の定義)

第 17 条 本契約に定めのない事項が生じた場合、または本契約の履行について疑義が生じたとき、甲乙双方は誠意をもって速やかに協議をし、円満解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 茨城県水戸市上国井町 3 1 1 8 番地 1
公益社団法人 茨城県農林振興公社
理事長 郡司 彰

乙 ○○
○○
○○

別記

1 基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を次のとおり管理しなければならない。

- (1) 授受について記録すること。
- (2) 業務従事者以外で閲覧を禁止すること。
- (3) 他の業務で取り扱う情報が記録された同等品を保有する場合は、区別すること。
- (4) 鍵のかかる場所に保管すること。
- (5) 運搬又は送信する場合に保管すること。

2 秘密の保持

本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 適正管理

本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 利用及び提供の制限

指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を本契約の目的以外に利用し、又は承諾なしに第三者に提供してはならない。

6 複写又は複製の禁止

本契約による業務を処理するために引き渡された個人情報が記録された資料等を承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返還など

本契約による業務を処理するために引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 従事者の監督

本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報の保護に関して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

10 指示等

本契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

11 事故報告

本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは速やかに報告し、指示に従うものとする。